一般社団法人日本病理学会　定款案

２０１１年８月２５日版

第１章　総　　則	変更案
（名　称） 第１条 この法人は、社団法人日本病理学会（The Japanese Society of Pathology）という。	第１条　この法人は、一般社団法人日本病理学会（The Japanese Society of Pathology）という。
（事務所） 第２条 この法人は、事務所を東京都文京区本郷２丁目 40 番９号に置く。	第２条　この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。
（支　部） 第３条 この法人は、理事会の審議及び総会の議決を経て、必要な地に支部を置くことができる。	（変更なし）
第２章　目的および事業	
（目　的） 第４条 この法人は、病理学に関する学理及びその応用についての研究の振興とその普及を図り、もって学術の発展と人類の福祉に寄与する。	（変更なし）
（事　業） 第５条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。 (1) 学術集会、研究会等の開催 (2) 学会誌及び学術図書等の刊行 (3) 病理学に関する研究及び調査並びに知識の普及 (4) 研究の奨励及び研究業績の表彰 (5) 病理専門医制度又は口腔病理専門医制度に基づく資格の認定 (6) 内外の関連学術団体等との連携及び協力 (7) その他の本会の目的を達成するために必要な事業	（変更なし）
（新設）	２　前項の各事業は、日本全国において行う。

変更案

第３章　会　　員

（種　別）

第６条 この法人の会員は、次のとおりとする。

(1) 正 会 員　この法人の目的に賛同して入会した個人

(2) 学生会員　大学の学部学生であって、この法人の目的に賛同して入会した個人

(3) 名誉会員　病理学の進歩及びこの法人の発展に著しい功績のあった者で、理事会が推薦し、総会の承認を得た個人

(4) 賛助会員　この法人の事業を援助するため入会した個人又は団体

(5) 機関会員　この法人の目的に賛同して入会した団体

（(1)は変更なし）

(2)学生会員　大学の学部学生及び大学院修士課程学生であって、この法人の目的に賛同して入会した個人

（(3)～(5)は変更なし）

（新設）

２　正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という。）上の社員とする。

（学術評議員）

第７条 この法人に学術評議員を置く。

２ 学術評議員は、申請時点において病理研究歴満７年以上及び本会に入会後満５年以上の正会員のなかから、学術評議員２名以上の推薦を得て、理事長に申請し、理事会及び総会の承認を得た者とする。

第７条　正会員のうち、申請時点において病理研究歴満７年以上及び本会に入会後満５年以上の者は、学術評議員２名以上の推薦を得て、理事長に申請し、理事会及び総会の承認を得て学術評議員となることができる。

（新設）

２　学術評議員は、本学会の教育、研究、病理診断に関わる事項について評議する。

３ 学術評議員は、正会員としての資格を有する。

(1) 学術評議員候補者を推薦することができる

(2) 常置委員会委員の被選挙権を持つ

(3) 名誉会員になる資格をもつ

(4) その他の資格については別に定める。

３　学術評議員は、正会員としての資格を有するほか、以下の資格を持つ。

(1)学術評議員候補者を推薦することができる

(2)常置委員会委員になる資格を持つ

(3)名誉会員になる資格を持つ

(4)その他の資格については別に定める

（新設）

４　学術評議員は、*満*６５歳に達した事業年度の翌事業年度から、学術評議員としての地位を失う。

	変更案
（入　会） 第８条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって名誉会員となることができる。	（変更なし）
（入会金及び会費） 第９条 この法人の入会金及び会費は、総会の議決をもって別に定める。 ２ 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。	第９条　会員は、総会の議決をもって別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。 ２　前項の規定にかかわらず、名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。
（資格の喪失） 第１０条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。 ⑴ 退会したとき ⑵ 死亡し、若しくは失跡宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき ⑶ 除名されたとき	**（会員資格の喪失）** （ ⑶まで変更なし）
（新設）	⑷２年を超えて会費の納入を滞納したとき **第１２条から移動**
（新設）	⑸正会員全員が同意したとき **法定退社事由** ２　当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は返還しない。 **第１３条から移動**
（退　会） 第１１条 会員が退会しようとするときは、退会届を理事長に提出しなければならない。	第１１条　会員は別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。 **社員には退会の自由が保障されている（一般法第２９条）**

	変更案
(除　名) 第１２条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の審議及び総会の議決を経て、理事長が除名することができる。この場合、その会員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。	第１２条　会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議を経て、理事長が除名することができる。この場合、その会員に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき	((1)変更なし)
(2) この法人の会員としての義務に違反したとき	(現在の(2)は削除)
(3) 2年を超えて会費を滞納し、催告に応じないとき	((3)は第１０条へ移動)
(新設)	(2)その他除名すべき正当な事由があるとき
(拠出金品の不返還) 第１３条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、いかなる事由があっても返還しない。	(第１０条第２項へ移動)
第４章　役員及び職員	
(役員の種類及び定数) 第１４条 この法人に、次の役員を置く。	(変更なし)
(1) 理事　１６名以上２０名以内　(うち理事長　１名、副理事長　２名、常任理事　３名)	
(2) 監事　２名	
(新設)	２　理事長をもって、一般法上の代表理事とする。

	変更案
（役員の選任） 第１５条 理事及び監事は、総会において第６条第１号の正会員の中から選任する。選任の手続きは、別に定める。	第１５条　理事及び監事は、総会において第６条第１号の正会員の中から選任する。
（新設）	２　理事長は、総会において理事の中から選定する。
（新設）	３　理事長に事故があったときは、前項にかかわらず、理事会において後任の理事長を理事の中から選定する。この場合、選定後もっとも早く開催する総会において、あらためて理事の中から理事長を選定する。
（新設）	４　理事会は、第７条に規定する学術評議員による投票で選ばれた者を理事、理事長及び監事の候補者として総会に提案するものとする。
（新設）	５　前項の規定は、前項により理事、理事長及び監事の候補者とされた者以外の者を理事、理事長及び監事の候補者とすることを妨げない。
（新設）	６　監事の選任に関する議案を総会に提出する場合は、監事全員の同意を受けなければならない。 **一般法第７２条（監事の過半数の同意が必要だが、当法人は監事２名のため、全員となる）**
２ 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の３分の１を超えてはならない。	７　各理事について、その配偶者又は３親等以内の親族である者の合計数は、理事総数の３分の１を超えてはならない。監事についても同様とする。 **現在の第２項の内容を第７項及び８項に分けた**
	８　他の同一の団体（公益法人を除く。）の役員又は使用人もしくは職員である理事の合計数が、理事総数の３分の１を超えてはならない。監事についても同様とする。
（新設）	９　一般法第６５条第１項に規定する者並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第６条第１項に規定する者は、理事又は監事となることができない。
３ 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。	１０　監事は、この法人の理事又は職員を兼ねることができない。

（理事の職務）

第１６条 理事長は、この法人の会務を総理し、この法人を代表する。

２ 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、副理事長がその職務を代理し、又はその職務を行う。

３ 常任理事は、理事会及び総会の議決に基づき、この法人の日常業務を分担処理する。

４ 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属する事項以外の事項を議決し、執行する。

（新設）

（新設）

（監事の職務）

第１７条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に定める職務を行う。

(1) 法人の財産の状況を監査すること

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること

(3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会及び総会又は文部科学大臣に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は総会を招集すること

(5) 監事は、理事会に出席することができる。ただし、議決には加わらないこと

（新設）

変更案

第１６条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

内閣府のモデル定款の表現に合わせた

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の会務を総理し、この法人を代表する。

３　副理事長は、理事長を補佐する。

理事長に事故があるときの規定は第１５条第３項へ

４　常任理事は、この法人の日常業務を分担執行する。

（現在の第４項は第１項へ）

５　副理事長、及び常任理事をもって、一般法上の業務執行理事とする。

６　理事長、副理事長、及び常任理事は、４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第１７条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

内閣府のモデル定款の表現に合わせた

(1)～(5)は削除

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

内閣府のモデル定款の表現に合わせた

	変更案
（役員の任期） 第１８条 この法人の役員の任期は、２年とし、再任を妨げない。 ２ 補充又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。 ３ 役員は、辞任又は任期満了後でも、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。	第１８条　理事及び監事（以下、「役員」という）は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の４月１日に就任し、就任した翌々年の３月３１日に任期が満了する。 ２　補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。 ３　役員は、第１４条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
（役員の解任） 第１９条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事会及び総会において理事現在数及び正会員現在数の各々の４分の３以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。 (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき (2) 職務上の義務に違反あるいは役員たるに相応しくない行為があると認められるとき	第１９条　理事及び監事は、いつでも総会の決議により、解任することができる。 **理事、監事は、いつでも社員総会の決議により解任することができ（一般法第７０条第１項）、解任の理由を規定する必要はない** (1)～(2)は削除
（役員の報酬等） 第２０条 役員は、無給とする。 ２ 役員には、費用を弁償することができる。	（変更なし）
（職　員） 第２１条 この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。 ２ 職員は、理事長が任免する。 ３ 職員は、有給とする。	（変更なし）

変更案

第５章　会　　議

（理事会の招集）

第２２条 理事会は、毎年３回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めたときは、理事長は臨時に理事会を招集することができる。

２ 前項のほか、理事現在数の３分の１以上から会議に付議すべき事項を記載した書面をもって理事会の招集の請求があったときは、理事長はその請求があった日から３０日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

３ 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも１０日前までに通知しなければならない。

４ 理事会の議長は、理事長とする。

（理事会の定足数等）

第２３条 理事会は、理事現在数の３分の２以上の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

２ 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第２２条　理事会は、毎年３回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めたときは、理事長は臨時に理事会を招集することができる。

２　前項のほか、理事は理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。この場合、請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

一般法の規定（第９３条第２、３項）通り。定款では省略しても可

３　理事会を招集しようとするときは、理事長は、会議の日時、場所、目的である事項、その他必要な事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも７日前までに通知を発しなければならない。

（変更なし）

第２３条　理事会の決議は、議決に加わることができる理事の３分の２以上の者が出席し、その過半数をもって行う。ただし、その決議に特別の利害関係を有する理事は、決議に加わることができない。

一般法上、定足数は過半数で可（より厳しい現行のままでも可）

理事会は委任状不可

２　前項の規定にかかわらず、第４２条に規定する長期借入金についての決議は、理事総数の３分の２以上にあたる多数をもって行う。

この法人独自の規定

３　前２項の決議には、議長は加わることができない。ただし、会議の議事が可否同数のときは、議長の決するところによる。

一般法上は、この規定はなくても良い（議長も裁決に加わることができる）

	変更案
（理事会の審議事項）	
第２４条 理事会は次の事項を審議する。	第２４条　理事会は、次の職務を行う。
(1) 総会に付議する事項	(1)総会の招集に関する事項 **一般法第 38 条第２項**
(2) 委員会及び部会の設置及び改廃並びにその運営に関する事項	((2)は変更なし)
（新設）	(3)前２号のほか当法人の業務執行の決定（総会の決議を要する事項を除く。） **一般法第 90 条第２項**
（新設）	(4)理事の職務の執行の監督 **一般法第 38 条第２項**
（新設）	(5)副理事長、常任理事の選定及び解職 現在の(3)は削除
(3) その他重要な会務の運営に関する事項	
（新設）	(6)前各号に定めるもののほか、この定款及び一般法に規定する事項
	２　理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。 (1)重要な財産の処分及び譲受け (2)多額の借財 (3)重要な使用人の選任及び解任 (4)従たる事務所、及び委員会、部会、その他の重要な組織の設置及び改廃並びにその運営に関する事項 (5)一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備 (6)一般法第１１４条第１項に規定する損害賠償責任の一部免除 **一般法第 90 条第４項**

	変更案
（常任理事会）	
第２５条 理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を議決するため、常任理事会を置く。	第２５条　理事会から委任された事項を審議するため、常任理事会を置く。
２ 常任理事会は、理事長、副理事長及び常任理事をもって構成する。	２　（変更なし）
３ 常任理事会は、理事長が必要と認めたときに招集する。	３　（変更なし）
４ 常任理事会において議決した事項は、理事会に報告し、その承認を求めなくてはならない。	（４及び５は削除）
５ その他常任理事会に関し必要な事項は、別に定める。	
（各種委員会及び部会）	
第２６条 理事会の諮問と会務執行のため、別に定める常置委員会及び部会を置く。	（変更なし）
２ 理事会が必要と認めたときは、その他に臨時特別委員会を置くことができる。	
（支　部）	
第２７条 支部の構成、運営及び支部長の選任に関し必要な事項は、別に定める。	（変更なし）

	変更案
（総会の構成） 第２８条 総会は、正会員をもって組織する。	第２８条　総会は、正会員をもって構成する。
（新設）	２　総会をもって一般法上の社員総会とする。
（新設）	３　総会における議決権は、正会員１名につき１個とする。
（総会の招集） 第２９条 通常総会は、毎年２回理事長が招集する。	第２９条　総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。 ２　通常総会は、毎年２回招集し、うち１回は、毎事業年度終了後３箇月以内に招集する。
２ 臨時総会は、理事会が必要と認め招集の請求をしたとき、理事長が招集する。	３　臨時総会は、必要に応じて随時招集する。
３ 前項の他、正会員現在数の５分の１以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集の請求があったときは、理事長は、その請求があった日から６０日以内に臨時総会を招集しなければならない。	４　前項のほか、正会員総数の１０分の１以上の正会員は理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。 **一般法上は１０分の１以上で可**
４ 総会を招集するときは、その会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は学会誌の公告をもって、少なくとも１０日前までに会員に通知しなければならない。	５　理事長は、総会の日の７日前までに、正会員に対して一般法第３８条各号に掲げる事項を記載した書面又は学会誌により、その通知を発しなければならない。 **一般法上は１週間前までで可**
（新設）	６　総会を招集する場合には、理事会は次の事項を決議しなければならない。 (1)総会の日時及び場所 (2)総会の目的である事項（当該事項が役員等の選任、役員等の報酬等、事業の全部の譲渡、定款の変更、合併のいずれかである場合は、その議案の概要（確定していない場合はその旨）を含む。） (3)総会に出席しない正会員が議決権行使書で議決権を行使することができることとするときは、その旨、総会参考書類に記載すべき事項、及び議決権行使の期限 (4)代理人による議決権の代理行使について、委任状その他の代理権を証明する方法、及び代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項

	変更案
（総会の議長） 第３０条 総会の議長は、会議の都度、出席会員の互選で定める。	（変更なし）
（総会の議決事項） 第３１条 総会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。	第３１条　総会は、次の事項を決議する。
(1) 事業計画及び収支予算についての事項 (2) 事業報告及び収支決算についての事項 (3) 正味財産増減計算書、財産目録及び貸借対照表についての事項	（(1)～(3)は変更なし）
(4) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの	（現在の(4)は削除） **理事会設置一般社団法人においては、社員総会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる**（一般法第３５条第２項）
（新設）	(4)入会金及び会費
（新設）	(5)理事及び監事の選任並びに解任
（新設）	(6)理事長の選定及び解職
（新設）	(7)名誉会員の承認
（新設）	(8)学術評議員の承認
（新設）	(9)支部の設置及び改廃
（新設）	(10)当法人の定款施行細則、規程及び要領の制定並びに改廃
（新設）	(11)第３８条に規定する基本財産の処分
（新設）	(12)第４２条に規定する長期借入金
（新設）	(13)第４７条に規定する残余財産の帰属の決定
（新設）	(14)役員が総会に提出し、又は提供した資料を調査する者の選任 一般法第５５条
（新設）	(15)正会員による招集の請求により招集された総会における、法人の業務及び財産の状況を調査する者の選任 **一般法第５５条**
（新設）	(16)前各号に定めるもののほか、一般法に規定する事項
（新設）	２　総会は、前項第１４号又は第１５号に掲げる事項を決議する場合を除き、あらかじめ総会の目的として通知された事項以外の事項について決議することはできない。 **一般法第４３条第３項**

（総会の定足数等）

第３２条 総会は、正会員現在数の過半数以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の正会員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

２ 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、正会員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

変更案

第３２条　総会は、正会員現在数の過半数以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。

２　総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。この場合においては前項の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

３　総会に出席しない会員が書面で議決権を行使することができるとするときは、総会に出席できない会員は、第２９条第６項に規定する議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては第１項の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

４　総会の議決は、出席正会員の過半数をもって行う。

５　前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、正会員総数の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

(1)会員の除名
(2)監事の解任
(3)一般法第１１３条第１項に規定する役員の責任の一部免除
(4)定款の変更
(5)事業の全部の譲渡
(6)解散及び継続
(7)合併契約の承認
(8)第３８条に規定する基本財産の処分
(9)第４２条に規定する長期借入金の承認

６　第４項及び第５項の決議には、議長は加わることができない。ただし、会議の議事が可否同数のときは、議長の決するところによる。

一般法上は、この規定はなくて良い

	変更案
（会員への通知） 第３３条 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。	（変更なし）
（議事録） 第３４条 すべての会議には、議長が議事録を作成し、議長及びその会議において選任された出席者の代表２名以上が署名、押印の上、これを保存する。	第３４条　総会の議事については、一般法第５７条の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。 ２　前項の議事録には、議長及び総会で選任された出席者の代表２名以上が署名押印する。 **一般法上、この規定はなくても良い** ３　理事会の議事については、一般法第９５条の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。 ４　前項の議事録には、理事長と監事が署名押印する。 **この規定がない場合には、出席理事全員と監事が署名又は記名押印しなければならない**

変更案

第６章　資産及び会計

（資産の構成）

第３５条 この法人の資産は、次のとおりとする。

(1) 設立当初の財産目録に記載された財産
(2) 入会金及び会費
(3) 資産から生ずる収入
(4) 事業に伴う収入
(5) 寄附金品
(6) その他の収入

（削除）

（資産の種類）

第３６条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の２種とする。

２ 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
(3) 理事会で基本財産に繰入れることを議決した財産

３ 運用財産は、基本財産以外の資産とする

（変更なし）

一般法上、基本財産の規定は不要なので、この条文はなくても可

（資産の管理）

第３７条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産及び基金のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

第３７条　この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産及び基金のうち現金は、理事会の決議を経て定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

（基本財産の処分の制限）

第３８条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数及び正会員現在数の各々の３分の２以上の議決を経、かつ文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

第３８条　基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事総数及び正会員総数の各々の３分の２以上の決議を経て、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

一般法上、基本財産の規定は不要なので、この条文はなくても可

（経費の支弁）

第３９条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

（削除）

	変更案
（新設）	**（剰余金の処分制限）** 第３９条　この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。 ２　会員に剰余金の分配をする総会の決議は無効とする。
（事業計画及び収支予算） 第４０条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会及び総会の議決を経て、毎事業年度開始前に文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。	第４０条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、各事業年度開始の日の前日までに理事長が編成し、理事会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。
（事業報告及び収支決算） 第４１条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書並びに会員の異動状況書とともに、監事の意見を付け、理事会及び総会の承認を受けて毎事業年度終了後３月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。 ２ この法人の収支決算に余剰金があるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部若しくは全部を基本財産並びに基金に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。	第４１条　この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書並びに会員の異動状況書とともに、監事の作成した監査報告を添付して、総会の承認を受けなければならない。 （２は削除）
（長期借入金） 第４２条 この法人が借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数及び正会員現在数の各々の３分の２以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。	第４２条　この法人が借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事総数の３分の２以上による理事会の決議を経て正会員総数の３分の２以上による総会の承認を受けなければならない。
（新たな義務の負担等） 第４３条 第３８条ただし書き及び前条の条項に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。	（削除）
（事業年度） 第４４条 この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。	（変更なし）

変更案

第７章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第４５条 この定款は、理事現在数及び正会員現在数の各々の４分の３以上の議決を経、かつ文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

第４５条　この定款を変更するときには、総会で決議しなければならない。

（解散）

第４６条 この法人の解散は、理事現在数及び正会員現在数の各々の４分の３以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

第４６条　この法人は次の事由により解散する。
(1)総会による解散の決議があったとき
(2)正会員がすべて欠けたとき
(3)合併（当該合併によりこの法人が消滅する場合に限る）
(4)破産手続開始の決定
(5)裁判所による解散命令があったとき
一般法第１４８条

（残余財産の処分）

第４７条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び正会員現在数の各々の４分の３以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

（残余財産の帰属）

第４７条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

モデル定款の表現に合わせた

	変更案
第８章　補則	**第８章　情報開示**
（書類及び帳簿の備付等）	**（書類及び帳簿等の備付け及び閲覧）**
第４８条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。	第４８条　この法人の事務所に、次の書類及び帳簿等を備えなければならない。
(1) 定款	((1)～(6)は変更なし)
(2) 会員の名簿	
(3) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書	
(4) 財産目録	
(5) 資産台帳及び負債台帳	
(6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類	
(7) 理事会及び総会の議事に関する書類	(7)総会及び理事会の議事録
(8) 官公署往復書類	((8)～(12)は変更なし)
(9) 収支予算書及び事業計画書	
(10) 収支計算書及び事業報告書	
(11) 貸借対照表	
(12) 正味財産増減計算書	
（新設）	(13)総会で議決権代理行使をした場合の委任状
（新設）	(14)総会で書面による議決権の行使をした場合の議決権行使書
(13) その他必要な書類及び帳簿	(15)その他、理事会が必要と決議したもの
２　前項第１号から第５号までの書類及び同項第７号の書類及び同項第９号から第１２号までの書類は永年、同項第６号の帳簿及び書類は１０年以上、同項第８号及び第１３号の書類及び帳簿は１年以上保存しなければならない。	２　帳簿及び書類等の備置き期間並びに閲覧についての規程は、理事会が別に定める。
３　第１項第１号、第２号、第４号及び第９号から第１２号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧営及び支部長の選任に関し必要な事項は、別に定める。	
（公　告）	
（新設）	第４８条の２　この法人の公告方法は、電子公告による。 **公告は定款必須事項（電子公告、官報に掲載、又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載のいずれか）**

（細　則）

第４９条 この定款の施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て別に定める。

第９章　補則

（委　任）

第４９条　この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は理事会の決議を経て、理事長が定める。